

国保で受けられる給付



①療養の給付

病気やケガをして医療機関を受診する場合、保険証等を医療機関の窓口で提示すると、医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで、治療を受けることができます。残りの費用は国保が負担します。

◎費用の負担割合

	一部負担金の割合
70歳～74歳	2割（または3割） ※前年所得により8月から負担割合が変わることがあります。（8ページ参照）
6歳～69歳	3割 ※6歳の誕生日以降の最初の3月31日までは2割（6歳の誕生日が4月1日の場合はその前日）
6歳未満	2割

◎入院時食事療養費の自己負担（令和7年4月1日から適用）

一般加入者（住民税課税世帯）			1食 510円
住民税 非課税世帯	過去12か月間の 入院日数	90日以内	1食 240円
		91日以上	1食 190円
非課税世帯のうち低所得者Ⅰ（70歳以上の人のみ）			1食 110円

※住民税非課税世帯で世帯区分が「才」または「低所得者Ⅱ」の人が1年以内に91日以上入院した場合、食事代の減額を受けることができますが、その適用を受けるためには長期入院の認定申請が必要です。

※入院時食事療養費の自己負担は**高額療養費の対象にはなりません。**

※「低所得者Ⅰ」とは住民税非課税世帯で、所得が0円である人。ただし、年金収入については80万円以下の人。

※一般加入者（住民税課税世帯）のうち、指定難病や小児慢性特定疾病の患者など、一部の人については1食300円となります。詳細は国保けんこう課までお尋ねください。

④葬 祭 費

国保に加入している人が死亡したとき、申請により葬儀を行った人（喪主）に2万円が支給されます。

《申請に必要なもの》

- ・死亡した人の保険証または資格確認書
- ・葬祭を行った証明（例：葬儀領収書、会葬御礼など葬祭執行者名が確認できるもの）
- ※葬祭費の申請には領収書などが必ず必要です。
- ・届出人の本人確認ができるもの
- ・葬祭執行者名義の通帳
- ・葬祭執行者のマイナンバーが確認できるもの

②療 養 費

次のような理由で医療費の全額を支払ったときは、申請をもとに審査を行い、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額が支給されます。

- ◆急病などで、やむを得ず医療機関に保険証等の提示ができなかったとき
- ◆骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ◆医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき
- ◆医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき
- ◆輸血のため生血代を負担したとき 等

⑤海外療養費

海外旅行中の病気などで診療を受けた場合、申請により認められれば、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額が支給されます。（治療目的の渡航を除く。）

《申請に必要なもの》

- ・診療内容明細書・領収明細書（いずれも日本語の翻訳文が必要です。）
- ・同意書
- ・保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ
- ・印かん
- ・世帯主名義の通帳 ・申請書 ・パスポート
- ・世帯主のマイナンバーが確認できるもの

③出産育児一時金

国保に加入している人が出産したとき、申請により支給されます。（妊娠85日以上流産・死産でも支給されます。※医師の証明が必要です。）

《注意点》

- ※社会保険などから支給がある場合は、国保からは支給されません。
- ※生活の拠点が海外の場合、出産だけのために一時帰国した場合の支給はありません。
- ※支給方法についてご不明な点があれば、国保けんこう課にお尋ねください。